

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号)及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和3年11月30日提出

葉山町長 山梨 崇仁

提案理由

令和3年8月10日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の期末手当の支給率を改めるために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和4年4月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

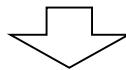
1 趣 旨

令和 3 年 8 月 10 日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の期末手当についての改正を行うこととした。

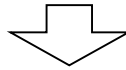
2 内 容

一般職の職員、再任用職員及び特定任期付職員の期末手当について、令和 3 年 12 月期及び令和 4 年度以降の支給率を、次のとおり改正することとした。

		一般職の職員		再任用職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当
現 行	6 月期	1.275 月	0.95 月	0.725 月	0.45 月	1.675 月
	12 月期	1.275 月	0.95 月	0.725 月	0.45 月	1.675 月
	計	2.55 月	1.9 月	1.45 月	0.9 月	3.35 月
	年間計	4.45 月		2.35 月		3.35 月



令和 3 年 12 月 適 用 日		一般職の職員		再任用職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当
令和 3 年 12 月 適 用 日	6 月期	1.275 月	0.95 月	0.725 月	0.45 月	1.675 月
	12 月期	1.125 月	0.95 月	0.625 月	0.45 月	1.575 月
	計	2.4 月	1.9 月	1.35 月	0.9 月	3.25 月
	年間計	4.3 月		2.25 月		3.25 月



令和 4 年 4 月 施 行 日		一般職の職員		再任用職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当
令和 4 年 4 月 施 行 日	6 月期	1.2 月	0.95 月	0.675 月	0.45 月	1.625 月
	12 月期	1.2 月	0.95 月	0.675 月	0.45 月	1.625 月
	計	2.4 月	1.9 月	1.35 月	0.9 月	3.25 月
	年間計	4.3 月		2.25 月		3.25 月

3 施行期日

この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は公布の日から、第 2 条及び第 4 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

【第1条】葉山町一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の62.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3~5 (略)</p>	<p>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の72.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3~5 (略)</p>

【第2条】葉山町一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の67.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3~5 (略)</p>	<p>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の62.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4)</p> <p>3~5 (略)</p>

【第3条】葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の112.5</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の62.5</u>)」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の72.5</u>)」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

【第4条】葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の120</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の67.5</u>)」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の112.5</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の62.5</u>)」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>